

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター住宅性能評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、窓口業務は午前9時から午後5時までとする。

2 評価業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 8月13日から8月15日までの日

ただし、その期間に第1号に規定する休日が含まれる場合は、8月12日から8月16日までの間で、その休日を除く3日間とする。

- (5) センターの設立を記念する日（7月第1月曜日）

3 評価業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価業務の主たる事務所である本所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町14番1号とする。

- 2 中部事務所の所在地は、静岡県静岡市駿河区南町14番1号とする。
- 3 中部事務所藤枝支所の所在地は、静岡県藤枝市田沼三丁目11番21号とする。
- 4 西部事務所の所在地は、静岡県浜松市中区元城町216番地の4とする。
- 5 西部事務所袋井支所の所在地は、静岡県袋井市高尾町5番地22とする。
- 6 東部事務所の所在地は、静岡県沼津市岡一色816番地の1とする。
- 7 東部事務所富士支所の所在地は、静岡県富士市瓜島町109番地3とする。

(評価業務を行う区域)

第5条 評価業務を行う区域は、神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域とする。

(評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う範囲)

第6条 センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号から第三号に定める区分に係る評価業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 法第58条の規定による特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（以下「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合においては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
- 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）において行うことができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に規定する評価業務の範囲に該当するものであること
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、引受けできない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、第1項により申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定めるセンター評価業務約款（以下「評価業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 申請者が正当な理由なく、引受承諾書に定める額の料金を評価業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは、第1項の引受けを取り消すことができる。

（評価業務約款に明記すべき事項）

第9条 前条の評価業務約款には、次の各項に掲げる事項を明記するものとする。

- 2 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- 3 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならないこと。
- 4 評価料金に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 評価料金の額に関すること。
 - (2) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (3) 評価料金の支払方法に関すること。
- 5 評価業務の期日に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この条において「業務期日」という。）に関すること。
 - (2) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- 6 契約解除及び損害賠償に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (2) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (3) 申請者は、センターが行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (4) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (5) 前号の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 7 センターが負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
 - (1) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (2) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するもの

ではないこと。

- (3) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(設計住宅性能評価)

第 10 条 センターは、設計住宅性能評価を受理したときは、その審査を評価員に実施させる。

- 2 評価員は、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、設計評価提出図書をもって、前項の審査を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができる。
- 4 評価業務に従事する職員で評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付及び計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 5 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 11 条 申請者は、その都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した設計住宅性能評価申請書取り下げ届をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価提出図書を申請者に返還する。

(設計評価提出図書の変更)

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第 13 条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかつたことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかつたとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。

- 3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、前項第1号に掲げる図書、前項第2号及び第3号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、センターに対し、次の各号（センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、第2号を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第4第3項第1号イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第4第3項第1号ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめセンターと協議して定めるところにより、電子情報処理組織又は磁

気ディスクにより行うことができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第 15 条 センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に規定する評価業務の範囲に該当するものであること
 - (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(評価業務約款に明記すべき事項)

第 16 条 前条の評価業務約款には、次の各項に掲げる事項を明記するものとする。

- 2 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- 3 申請者の協力義務に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
- (1) 申請者は、センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
 - (2) 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及びその工事現場に立ち入ることに協力すること。
- 4 評価料金に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
- (1) 評価料金の額に関すること。
 - (2) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (3) 評価料金の支払方法に関すること。
- 5 評価業務の期日に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
- (1) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この条において「業務期日」という。）に関すること。
 - (2) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (3) 申請に係る住宅が、建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅、同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写しをセンターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- 6 契約解除及び損害賠償に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの
- (1) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性

能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

- (2) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (3) 申請者は、センターが行うべき評価業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (4) センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (5) 前号の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

7 センターが負う責任に関する事項のうち、次の各号に掲げるもの

- (1) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するかどうかについて保証するものではないこと。
- (2) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
- (3) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 17 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びにセンターが指定する住宅性能評価マニュアルに基づき、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧、提出又は説明を求めることができる。
- 3 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付及び検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 4 評価員は、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断し、その是正が図られるまでの間、再開しない。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断し、その補修等が完了するまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 18 条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工

状況報告書をセンターに提出しなければならない。

- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならない。
- 5 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 19 条** 申請者は、その都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した建設住宅性能評価申請書取り下げ届をセンターに提出する。
- 2 前項の場合においては、センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返還する。

(建設工事の変更)

- 第 20 条** 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第 21 条** センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付するものとする。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 13 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 センターは、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めると

ころにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第22条 センターの理事長（以下「理事長」という。）は、評価業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

第23条 理事長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第24条 理事長は、評価業務を実施させるため、評価員を主たる事務所に2人以上、各事務所及び支所に2人以上配置するものとする。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 各事務所及び支所において、評価員の病気等の事由により評価業務を行うことができない場合は、主たる事務所において行う。
- 4 理事長は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第25条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、センターの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価業務の実施体制)

第26条 評価業務に従事する職員を、第24条第1項の規定により配置された評価員を含め、主たる事務所に3人以上、各事務所及び支所に2人以上置くものとする。

- 2 センターは、法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者を設置する。

- 3 専任の管理者は、評価業務を統括し、評価業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(身分証明書の携帯)

第 27 条 評価業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、評価様式第 10 号様式とする。

(秘密保持義務)

第 28 条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金の収納)

第 29 条 申請者は、センターが別に定める住宅性能評価業務料金規程に基づいて、評価料金を現金又は銀行振込により納付する。

- 2 前項の規程において、評価料金の額は、設計住宅性能評価（新築住宅の戸建住宅、共同住宅等）、建設住宅性能評価（新築住宅の戸建住宅、共同住宅等、既存住宅）の区分により定める。
- 3 センターと申請者（申請に関わる住宅関連事業者を含む。）は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができる。
- 4 第 1 項及び前項の納入に要する費用は、センターの負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第 30 条 センターは、次の各号に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき。
- (2) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うとき。
- (3) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (5) センターが定める期間内に、センターが定める一定の回数以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (6) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行うとき。

- (7) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて住宅性能評価の申請を行うとき。
- (8) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により、公平に評価料金の設定を行い、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金の返還)

第 31 条 契約の取り下げ及び解除に伴い料金の一部を返還する場合は、別に定める住宅性能評価業務料金規程により計算した金額とする。

(負担金の納付)

第 32 条 センターは、法第 87 条第 4 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付するものとする。

第 6 章 雑 則

(登録の区分等の掲示)

第 33 条 センターは、法第 17 条の規定により、施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を各事務所及び支所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 34 条 センターは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所及び支所で、業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.shizuoka-kjm.or.jp/>) において公表する。

(財務諸表の備付け)

第 35 条 センターは、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 36 条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次の各号に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる請求を

した者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a) 及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(5) 第2号及び前号の請求の場合においては、1件につき1,000円を支払わなければならない。

(帳簿及び図書の保存)

第37条 帳簿及び図書の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第19条第1項の規定による帳簿 センターが評価業務を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び図書の保存方法)

第38条 帳簿及び図書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができる。

(評価業務に関する公正の確保)

第39条 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 センターの役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 センターの役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項各号に掲げる業務を行った場合
4 センターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険の加入)

第 40 条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 6 千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 41 条 住宅性能評価については、その申請に先立ち、センターに事前相談をすることができるものとする。この場合においては、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 42 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、法第 15 条第 1 項の規定による国土交通大臣に認可を受けた日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1


交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	031
4～5桁目	00：本所 11：中部事務所 12：中部事務所藤枝支所 13：西部事務所 14：西部事務所袋井支所 15：東部事務所 16：東部事務所富士支所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：1戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター住宅性能評価員証

(表面)

	年 月 日交付
	交付第 号
	住宅性能評価員証
写 真	【氏 名】 【生年月日】 年 月 日
上記の者は当センターの評価員であることを証する。	
	静岡県静岡市駿河区南町 14 番 1 号 一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 印

(裏面)

この証票を携帯する者は、一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターの評価員に任命された者で、評価業務約款により建築物、建築工事現場等に立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりです。

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター評価業務約款抜粋

第 1 条第 6 項 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価を行うことができるように協力しなければならない。

- ・ 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること。
- ・ この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- ・ この証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なくてはならない。
- ・ この証は資格を失ったときには、直ちに発行者に返還しなくてはならない。